

# 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 新木小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守し、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、本会総務役員および各委員会の委員長とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## (周知)

第7条 個人情報の取扱い方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- 一 PTA会費の集金および管理業務
- 二 その他の文書の送付および配布
- 三 役員・会計監査・会員・委員会の名簿の作成と運用
- 四 本会が支援する部活動・サークルの名簿の作成と運用
- 五 PTA行事・ボランティア活動等の参加者名簿の作成と運用
- 六 委員の選出ならびに総務役員等の選出および推薦活動
- 七 広報誌、会報誌、PTAホームページ等への掲載

## (利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ずに、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者の立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第11条 個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付を含めファイルにパスワードをかけるなど適切な管理を行うものとする。

- 2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しないなど適切な管理を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 三 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 提供する対象者の氏名
- 三 提供する情報の項目
- 四 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者から個人情報の提供を受けるとき(第12条第1項の例外規定を除く)は、次の事項について記録を作成し、保存する。

- 一 第三者の氏名
- 二 第三者が個人情報を取得した経緯
- 三 提供を受ける対象者の氏名
- 四 提供を受ける情報の項目
- 五 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合、記録は不要とする)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏洩時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(研 修)

第17条 本会は、個人情報取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 正)

第19条 法令の改正、または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し、出席者の過半数の承認をもって改正することができる。

- 2 大規模災害や感染症対策など非常事態または緊急事態により、運営委員会が組織または開催できない場合は、総務会の全会一致の合意をもって改正することができる。
- 3 本規則を改正した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則 本規則は、令和3年4月26日より施行する。

改正履歴

日付	改正内容
R3.4.26	初版作成